



福岡医発第 1894 号 (地)
平成 24 年 11 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成 24 年医師、歯科医師及び薬剤師の届出並びに調査について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて標記の件について、別添のとおり福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課より連絡がありましたのでお知らせいたします。

標記届出及び調査につきましては、医師法で 2 年に 1 度の届出が義務付けられており、本年はその実施年にあたります。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件については、福岡県庁ホームページ（下記参照）にも掲載されており、様式等のダウンロードが可能となっておりますのでご活用ください。

記

1 届出義務者

日本に住所があり、日本の医籍に登録されている医師
(就業の有無にかかわらず届出の義務があります。)

2 届出先

住所地を管轄する福岡県内の保健所・保健福祉（環境）事務所

3 届出期日

平成 25 年 1 月 15 日（火）

4 届出票について

①保健所・保健福祉（環境）事務所で配布

②福岡県庁ホームページからダウンロード

福岡県庁ホームページ URL

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b02/h24-ishishikaishiyakuzaishi.html>

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

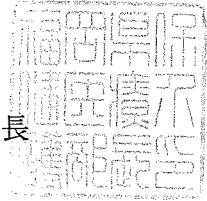
届出用紙は保健所より参りましたら送付いたします。

24保総第1518号

平成24年10月31日

社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(保健医療介護総務課)



平成24年医師、歯科医師及び薬剤師の届出並びに調査について（依頼）

晩秋の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃は本県の保健医療介護行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記届出及び調査につきましては、2年に1度実施しているところです。本年はその実施年にあたり、厚生労働省から別添のとおり実施通知がありました。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、届出及び調査の実施について御協力いただきますようお願い申し上げます。

（お問合せ先）

福岡県保健医療介護部

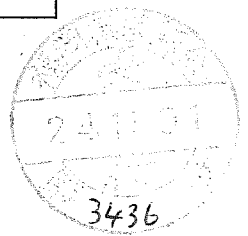
保健医療介護総務課企画係 伊藤

TEL: 092-643-3238

FAX: 092-643-3241

E-mail: itou-m1350@pref.fukuoka.lg.jp

各医師会通知

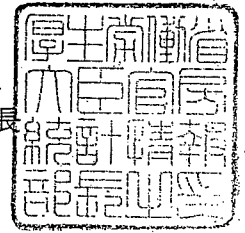




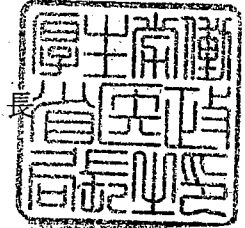
各都道府県知事 殿

統 発 1024 第 1 号
医政発 1024 第 1 号
薬食発 1024 第 1 号
平成 24 年 10 月 24 日

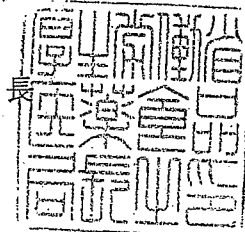
厚生労働省大臣官房統計情報部長



厚生労働省医政局長



厚生労働省医薬食品局長



平成 24 年医師、歯科医師及び薬剤師の届出並びに調査について（通知）

標記届出については、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 3 項、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 6 条第 3 項及び薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 9 条の規定により、昭和 57 年以降は 2 年ごとの年の 12 月 31 日現在における氏名、住所その他の事項について届出を行うことが義務付けられており、これに基づく統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 19 条による統計調査を下記のとおり実施することとしていますので、これらの届出及び調査について御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

医師届出票、歯科医師届出票、薬剤師届出票、送付票及び調査の実施要領につきましては追って送付いたします。

また、保健所を設置する市（区）の長に対する連絡方については、貴職からよろしくお取り計らい願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく「技術的な助言」としておりますので、御了知願います。

記

1 調査の目的

この調査は、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所、診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の期日

平成24年12月31日現在

3 調査の対象及び客体

我が国に住所があつて、医師法第 6 条第 3 項により届け出た医師、歯科医師法第 6 条第 3 項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第 9 条により届け出た薬剤師の各届出票を調査の客体とする。

4 調査の事項

別紙 1 ～ 3 の届出票に掲げる事項

5 調査の方法及び系統

届出義務者である医師、歯科医師及び薬剤師から提出された届出票を、保健所で取りまとめ、厚生労働大臣に提出する。

厚生労働省 ——— 都道府県 ——— 保健所 …… 医師・歯科医師・薬剤師

└ 保健所設置市 ┐

特 別 区

6 届出票の提出期限

(1) 保健所長は、医師、歯科医師及び薬剤師から提出された届出票を内容確認の上取りまとめ、平成25年1月31日までに都道府県知事に提出する。

ただし、保健所を設置する市及び特別区の保健所長にあっては、その市長又は区長に同年１月２５日までに提出し、市長又は区長は同年１月３１日までに都道府県知事に提出する。

(2) 都道府県知事は、保健所長、市長又は区長から提出された届出票を内容確認の上取りまとめ、平成25年2月28日までに厚生労働大臣に提出する。

7 集計及び調査結果の公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「医師・歯科医師・薬剤師調査（概況）」及び「医師・歯科医師・薬剤師調査（報告書）」として、速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）及び政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。

8 医師届出票の同意欄について

各都道府県は、医師確保対策の検討等に活用するため、医師届出票中(13)の同意欄に○が記載されている医師届出票については、当該届出票を複写の上利用可能とする。

医師届出票

第二号書式(第六条関係)

(平成24年12月31日現在)

(1) 住 所	〒□□□-□□□□ 都道府県 市 郡 区 町 村 番地 号				
(2) 氏 名	ふりがな		電 話	市外局番 (- -)	
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女		(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日	
(5) 医 登 録 番 号	第	号	(6) 医 年 籍 登 録 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日	
(7) 主に従事している施設及び業務の種類 業務の種類別の1から17までのうち一つを○で囲むこと。	施設の種別		業 務 の 種 別		
	診療所		1 診療所の開設者又は法人の代表者 2 診療所の勤務者		
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)		3 病院の開設者又は法人の代表者 4 病院の勤務者		
	医育機関 (医学部を有する大学又はその附属機関)		5 医育機関の臨床系の教官又は教員 6 医育機関の臨床系の大学院生 7 医育機関の臨床系の勤務者で5及び6以外の者(医員、臨床研修医、その他) 8 医育機関の臨床系以外の大学院生 9 医育機関の臨床系以外の勤務者で8以外の者(教官、教員、その他)		
	介護老人保健施設		10 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者 11 介護老人保健施設の勤務者		
	上記以外の施設		12 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 13 行政機関の従事者 14 12及び13以外の産業医 15 上記以外の保健衛生業務の従事者		
	その他		16 その他の業務の従事者 17 無職の者		
	(8) 主たる業務内容 (7)欄の1から15までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。		最も長時間従事している業務内容を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 その他		
(9) 従事先の名称 (7)欄の1から15までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	ふりがな		電 話	市外局番 (- -)	
(10) 従事先の所在地 (7)欄の1から15までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	〒□□□-□□□□ 都道府県 市 郡 区 町 村				
(11) 従 事 す る 診 療 科 名 等 (7)欄の1から7までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。 また、二つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。 臨床研修医の場合、「40 臨床研修医」のみを○で囲むこと。	I	01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科	主たる診療科名の番号(1つ)
		04 消化器内科(胃腸内科)	05 腎臓内科	06 神経内科	
		07 糖尿病内科(代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科	
	II	10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科	
		13 小児科	14 精神科	15 心療内科	
		16 外科	17 呼吸器外科	18 心臓血管外科	
	III	19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(胃腸外科)	
		22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経外科	
		25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科	
	IV	28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科	
31 産婦人科		32 産科	33 婦人科		
34 リハビリテーション科		35 放射線科	36 麻酔科		
V	37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科		
	40 臨床研修医	41 全科			
42 その他 ()					

裏面へ続く

(12) 取得している 広告可能な医 師の専門性に 関する資格名	医療法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格を指す。 資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。 なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。			
取得しているすべての 資格名の番号を○で囲 むこと。	I	01 総合内科専門医 04 消化器病専門医 07 神経内科専門医 10 血液専門医 13 リウマチ専門医 16 心療内科専門医	02 呼吸器専門医 05 腎臓専門医 08 糖尿病専門医 11 皮膚科専門医 14 感染症専門医	03 循環器専門医 06 肝臓専門医 09 内分泌代謝科専門医 12 アレルギー専門医 15 小児科専門医
		17 外科専門医 20 乳腺専門医 23 泌尿器科専門医 26 形成外科専門医 29 小児外科専門医	18 呼吸器外科専門医 21 気管食道科専門医 24 脳神経外科専門医 27 眼科専門医 30 産婦人科専門医	19 心臓血管外科専門医 22 消化器外科専門医 25 整形外科専門医 28 耳鼻咽喉科専門医
		31 リハビリテーション科専門医 34 病理専門医	32 放射線科専門医 35 救急科専門医	33 麻酔科専門医
		36 超音波専門医 39 老年病専門医 42 漢方専門医 45 核医学専門医 48 ペインクリニック専門医 51 がん薬物療法専門医 54 小児神経専門医	37 細胞診専門医 40 消化器内視鏡専門医 43 レーザー専門医 46 大腸肛門病専門医 49 熱傷専門医 52 周産期（新生児）専門医 55 一般病院連携精神医学専門医	38 透析専門医 41 臨床遺伝専門医 44 気管支鏡専門医 47 婦人科腫瘍専門医 50 脳血管内治療専門医 53 生殖医療専門医
(13) 本 届 出 票 の 活 用 に 対 す る 同 意 確 認	各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した 情報の全部又は一部を、従事先の所在地の都道府県に提供されることに同意する 場合には、右欄に○を付けること。			
(14) 備 考				

提出期限
翌年1月15日

医師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 届出票を切り離して記入する。
- (2) 黒（青）インク又は黒（青）ボールペンを用いて、はっきり記入する。
- (3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

- (1) 住所 必ず住所の郵便番号を郵便番号欄に記入する。
- (2) 氏名 医師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、医籍上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し「(44備考) 欄に「婚姻により改姓」、「医籍の氏名変更申請中」等と明記する。
- (5) 医籍登録番号 医師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。
例 第123号の場合 →

第	0	0	0	/	2	3	号
---	---	---	---	---	---	---	---
- (6) 医籍登録年月日 医師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。
- (7) 主に従事している施設及び業務の種別 複数の業務に従事している場合は、主な従事先・主な業務について記入した届出票1枚を提出する。

診療所	1	診療所の開設者又は法人の代表者	診療所を開設している者、又は診療所を開設する法人の代表者
	2	診療所の勤務者	法人の代表者を除く診療所の勤務者（臨床研修医を含む。）
病院	3	病院の開設者又は法人の代表者	病院を開設している者、又は病院を開設する法人の代表者
	4	病院の勤務者	医学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の勤務者（臨床研修医を含む。）
医育機関	5	医育機関の臨床系の教官又は教員	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者（教授、准教授、講師、助教等）
	6	医育機関の臨床系の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の大学院生
	7	医育機関の臨床系の勤務者で5及び6以外の者(医員、臨床研修医、その他)	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者（医員、臨床研修医、医局員(有給・無給に関わらず。)、研究生等）
	8	医育機関の臨床系以外の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の大学院生
	9	医育機関の臨床系以外の勤務者で8以外の者(教官、教員、その他)	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の者(施設の管理者、基礎系の教授、准教授、講師、助教、研究生等)
介護老人保健施設	10	介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者、又は介護老人保健施設を開設する法人の代表者
	11	介護老人保健施設の勤務者	法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者
上記以外の施設	12	医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事している者（教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等）
	13	行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者
	14	12及び13以外の産業医	事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者
	15	上記以外の保健衛生業務の従事者	社会保険診療報酬支払基金、血液センター、生命保険会社（嘱託医）等の保健衛生業務に従事している者
その他	16	その他の業務の従事者	1～15に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者（会社役員等）
	17	無職の者	職業に従事していない者、休業中、病気療養中等

裏面へ続く

- (8) 主たる業務内容 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で1～15に該当する者は、必ず記入する。
「管理」とは診療や教育・研究とは別に、施設において管理職にある者で、経営や指導等の管理業務を行うこと。
- (9) 従事先の名称 } 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で1～15に該当する者は、(7)で○を囲んだ
(10) 従事先の所在地 } 施設について必ず記入する。
必ず所在地の郵便番号を郵便番号欄に記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
- (11) 従事する診療科名等 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で1～7に該当する者は、必ず記入する。
複数の診療科に従事している場合には、その診療科すべての番号を○で囲む。該当する診療科名が選択番号にない場合は、最も近い診療科名の番号を選択して○で囲む。
- Ⅱ「18 心臓血管外科」 循環器外科に従事する者を含む。
- Ⅳ「40 臨床研修医」 医師法第16条の2の規定により、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、卒後2年間の臨床研修を受けている者。
- Ⅳ「41 全科」 診療科を限定することなく総合的に診療を行う者。
- Ⅴ「42 その他」 01～41に掲げる診療科以外の業務に従事している場合は、その業務を具体的に明記する。
(健康管理等)
- 主たる診療科名の番号
(1つ) 診療科が2つ以上ある場合には、そのうちの主たるものの番号を1つ、2桁で記入する。
例 ① 内科
⑨ 皮膚科 主たる診療科が ① 内科 の場合 →
- | 主たる診療科名の番号(1つ) | |
|----------------|---|
| 0 | 1 |
- (12) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名 01～55に掲げる広告可能な医師の専門性に関する資格を取得している場合に該当する資格名の番号を○で囲む。複数の資格を取得している場合には、その資格名すべての番号を○で囲む。
01～55の資格名は「医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条第2号に基づき広告することができる医師の専門性に関する資格名である。
- (14) 備考 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。
歯科医師又は薬剤師免許を併せ有する者は、その旨を明記し(「歯科医師免許併有」等)、併有している届出票についても提出する。

3. 提出方法

必ず医師届出票を切り離した状態で
原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。
ただし、「(10)従事先の所在地」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

医師法では、2年に1度の届出が義務づけられており、届出を行わない医師の方は、「医師等資格確認検索システム」(<http://licenseif.mhlw.go.jp/search/>)に氏名等が掲載されません。

参考：平成22年12月31日現在の届出医師数は、下記のとおりとなっています。

総数 295,049人(病院に従事している者 180,966人、診療所に従事している者 99,465人、その他の者 14,618人)

医師・歯科医師・薬剤師の皆様へ 2年に1度の届出をお願いします。

概要

医師、歯科医師及び薬剤師の免許をお持ちの方は、医師法第6条第3項、歯科医師法第6条第3項、薬剤師法第9条により、2年毎に12月31日現在における氏名、住所やその他事項を届け出ることが義務づけられています。

平成24年はその届出年に当たりますので、所定の届出票に記入の上、保健所への提出をお願いします。

1 届出義務者

日本に住所があり、日本の医籍に登録されている医師、歯科医籍に登録されている歯科医師及び薬剤師名簿に登録されている薬剤師。(就業の有無にかかわらず届出の義務があります。)

2 届出先

住所地を管轄する本県の保健所・保健福祉(環境)事務所に届出ください。

3 届出期日

平成25年1月15日(火曜日)までをお願いします。

4 届出票及び記載要領

届出票は、保健所・保健福祉(環境)事務所で配布しております。以下からもダウンロードできます。

[医師届出票\(両面印刷してお使いください\)](#)(PDFファイル 112.02KB)

[歯科医師届出票](#)(PDFファイル 68.5KB)

[薬剤師届出票](#)(PDFファイル 39.45KB)

[医師届出票記載要領](#)(PDFファイル 136.91KB)

[歯科医師届出票記載要領](#)(PDFファイル 132.12KB)

[薬剤師届出票記載要領](#)(PDFファイル 75.92KB)